# 東京大学大学院理学系研究科附属臨海実験所放射線障害予防規程

平成16年4月1日制定 平成18年5月1日改正 平成22年9月1日改正

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(以下「法」という。)その他関係法令に基づき、東京大学大学院理学系研究科附属臨海実験所(以下「臨海実験所」という。)における放射性同位元素、放射性同位元素によって汚染されたもの(以下「放射性同位元素等」という。)の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、職員及び学生等の安全の確保に寄与することを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 この規程は、臨海実験所の管理区域に立ち入るすべての者に適用する。

#### (用語の定義)

- 第3条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 「放射線業務」とは、放射性同位元素の使用、保管、運搬及び廃棄の作業をいう。
  - (2) 「放射線業務従事者」(以下「業務従事者」という。)とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するために管理区域に立ち入る者で、大学院理学系研究科長(以下「研究科長」という。)が登録を認めた者をいう。

#### (細則等)

第4条 研究科長は、法及びこの規程に定める事項の実施について、東京大学大学院理学系研究科附属臨海実験 所放射線管理委員会規則(以下「管理委員会規則」という。)を定めるものとする。

### (遵守等の義務)

第5条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)が放射線 障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 研究科長は、主任者が行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 研究科長は、第 10 条に定める東京大学大学院理学系研究科附属臨海実験所放射線管理委員会(以下「管理委員会」という。)がこの規程に基づき行う答申または意見具申を尊重しなければならない。

### 第2章 安全管理の組織及び職務

## (組織)

第6条 臨海実験所における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

#### (主任者等)

第7条 研究科長は、放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者の 資格を有する教職員のうちから、主任者を選定しなければならない。

- 2 研究科長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、第1種放射線取扱主任者の資格を有する教職員のうちから、主任者の代理者(以下代理者という。)を選任しなければならない。
- 3 研究科長は主任者に法で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

## (主任者の職務)

第8条 主任者は、臨海実験所における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立ち会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 研究科長に対する意見の具申
- (7) 臨海実験所長(以下「実験所長」という。)及び理学系研究科・理学部環境安全管理室長に対する放射線安全

# 管理業務改善の要請

- (8) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (9) 関係者への助言、勧告及び指示
- (10) 放射線管理委員会の開催の要求
- (11) その他放射線障害防止に関する指示等

### (代理者の職務)

第9条 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

## (放射線管理委員会)

第 10 条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するため、理学系研究科・理学部環境安全管理室の下に管理委員会を置く。管理委員会の設置の場所は、臨海実験所とする。

- 2 管理委員会は、臨海実験所における放射線管理の運営維持に関する事項を審議する。
- 3 委員長は実験所長をもって充てる。
- 4 管理委員会は、主任者、放射線施設管理責任者(以下「管理責任者」という。)、放射線施設管理担当者(以下「管理担当者」という。)その他から構成される。
- 5 管理委員会の運営については、別に定める管理委員会規則によるものとする。
- 6 委員長は理学部放射線管理委員会と連携しながら、管理委員会の運営にあたる。
- 7 委員長は、管理委員会の審議の結果について理学系研究科・理学部環境安全管理室長に報告する。

# (放射線施設管理責任者)

- 第11条 臨海実験所に管理責任者を置く。
- 2 管理責任者は、管理委員会委員の互選により決定する。

3 管理責任者は、放射線施設の管理及び維持を総括する。

(放射線施設管理担当者)

- 第12条 放射線管理業務を行うため、管理担当者を置く。
- 2 管理担当者は、管理委員会委員の互選により決定する。
- 3 管理担当者は、東京大学アイソトープ総合センター(以下「アイソトープセンター」という。)、理学系研究科・理学部環境安全管理室及び理学系研究科等事務部と連携しながら次の業務を行う。
  - (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性同位元素による汚染の管理
  - (2) 放射線施設、管理区域に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定
  - (3) 放射線測定機器の保守管理
  - (4) 放射性同位元素の受入れ、使用、保管及び運搬に関する管理、指示
  - (5) 放射線業務の安全に係る技術的事項に関する業務
  - (6) 業務従事者に対する健康診断に関する業務
  - (7) 業務従事者等に対する教育及び訓練計画の立案及びその実行
  - (8) 放射性廃棄物の管理及びそれらの処理に関する業務
  - (9) 記帳、記録の管理及びその保管
  - (10) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続きその他関係省庁との連絡等事務事項に関する業務

### (実験グループ責任者)

- 第13条 実験所長は、放射線を取り扱う実験を行うグループ毎に実験グループ責任者を置くものとする。
- 2 実験グループ責任者は、大学院理学系研究科・理学部の教職員で、かつ、放射線管理に関する知識を有する者でなければならない。

### (業務従事者)

- 第14条 臨海実験所において放射線業務を行う者は、業務従事者として登録しなければならない。
- 2 業務従事者は、実験グループ責任者の申請に基づき、第31条に定める教育訓練及び第32条に定める健康診断の結果を照査の上、主任者の同意のもとに学部長が承認した上で登録する。
- 3 業務従事者は、実験グループ責任者の指導の下に放射線業務を行うものとする。

## (理学系研究科等事務部の職務)

- 第15条 放射線管理に関する次に掲げる事務は、理学系研究科等事務部において処理する。
  - (1) 業務従事者の登録に関する事務
  - (2) 個人線量計に関する事務
  - (3) 健康診断及びアイソトープセンターが行う教育訓練に関する通知
  - (4) 関係機関等に係る書類の保管に関すること。

### 第3章 管理区域

### (管理区域)

- 第16条 実験所長は、関連法令の定めるところにより管理区域を設定する。
- 2 管理区域を設定し、又は変更する場合には、管理委員会の議を経て行わなければならない。
- 3 管理責任者は、次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
  - (1) 業務従事者として第14条に基づき登録された者
  - (2) 見学者等で一時立入者として管理責任者が認めた者

### (管理区域に関する遵守事項)

- 第17条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 定められた出入口から出入りすること。
  - (2) 管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。
  - (3) 個人線量計を指定された位置に着用すること。
  - (4) 管理区域内において飲食、喫煙は行わないこと。
  - (5) 専用の作業衣、はきものその他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。
  - (6) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれのあるときは、直ちに管理責任者に連絡し、その指示に従うこと。
  - (7) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときには管理責任者に連絡するとともに、 ただちに除染作業のための措置を取ること。除染が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
  - (8) 業務従事者は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の安全を確保するための指示に従うこと。
  - (9) 一時立入者は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の安全を確保するための指示に 従うこと。
- 2 管理責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

#### 第4章 維持及び管理

#### (施設の点検)

第18条 管理責任者及び実験グループ責任者は、次の各号に掲げる事項について、定期的に放射線施設の巡視、 点検を行わなければならない。

- (1) 建物周辺及び耐火性、不燃性等の構造に関する項目(年1回又は変更の生じたとき)
- (2) 遮蔽壁、遮蔽物等に関する事項(年1回又は変更の生じた時)
- (3) 作業室及び汚染検査室の壁、床の平滑性等の表面状態に関する事項(年2回又は変更の生じた時)
- (4) 排気設備の構造、能力及び各種装置等との連結状態に関する事項(年2回又は変更の生じた時)
- (5) 排水設備の構造、能力及び各種装置等との連結状態に関する事項(年1回又は変更の生じた時)
- (6) 管理区域境界の柵、施錠等の施設に関する事項(年2回又は変更の生じた時)
- (7) 標識及び注意事項等に関する事項(年2回又は変更の生じた時)
- (8) 汚染検査用測定器及び除染用具に関する事項(年2回又は変更の生じた時)
- (9) 貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器に関する事項(年2回)
- 2 管理責任者は点検の結果を主任者及び実験所長を通じ、研究科長に報告しなければならない。

3 実験所長は、第1項の点検の結果、異常を認めたときは、速やかに修理等適当な措置を講じなければならない。

### (一般報告)

第 19 条 研究科長は、毎年4月1日を始期とする1年間について、施設の点検状況、放射性同位元素の保管状況、 被ばく線量分布等を放射線管理状況報告書により期間経過後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

### (修理、改造)

- 第20条 管理責任者及び実験グループ責任者は、それぞれの所管する施設、設備、機器等について、第18条3項に述べる修理又は改造、除染等を行うときは、相互に協議の上、その実施計画を作成し、主任者の承認を受けなければならない。ただし、保安上特にその影響が軽微であると認められるものについては、この限りではない。
- 2 管理責任者は、前項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について、主任者及び実験所長を経由して研究科長に報告しなければならない。
- 3 管理責任者は、第 20 条で行う修理、改造、除染等で、予算措置を要する場合には、その経費措置等について、 臨海実験所長を通じ理学部放射線管理委員会で審議することを要請することができる。

# 第5章 使用

(密封されていない放射性同位元素の使用)

- 第 21 条 密封されていない放射性同位元素(以下「非密封放射性同位元素」という。)を使用する者は、実験グループ責任者の管理の下に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれのない使用方法を取ること。
  - (2) 経験の少ない業務従事者は、単独で作業しないこと。
  - (3) 管理区域内の実験室において行い、承認使用数量を超えないこと。
  - (4) 排気装置が正常に作動していることを確認すること。
  - (5) 吸収材、受皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
  - (6) 遮蔽壁その他遮蔽物により適当な遮蔽を行うこと。
  - (7) 遠隔操作装置、かん子等により線源との距離を十分に取ること。
  - (8) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
  - (9) 実験室においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。
  - (10) 実験室から退出するときは、人体及び作業衣、はきもの、保護具等人体に着用している物の汚染を検査し、汚染があった場合は除去すること。
  - (11) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに実験室から持ち出さないこと。
  - (12) 表面の放射線密度が表面密度限度の 1/10 を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
  - (13) 使用中にその場所を離れるときは、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。

# 第6章 受入及び払出し、保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素の受入れ及び払出しに係る届出)

第 22 条 業務従事者は臨海実験所において、放射性同位元素の受入れをするとき又は放射性同位元素等を払出すときは、事前に管理担当者に届け出るものとする。

(保管)

第23条 放射性同位元素は、容器に入れ、必ず所定の貯蔵室に保管しなければならない。

- 2 貯蔵室には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵してはならない。
- 3 非密封放射性同位元素を貯蔵室に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受皿を使用する等 貯蔵室内に汚染が拡大しないような措置を講じなければならない。
- 4 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。 (管理区域における運搬)

第 24 条 管理区域内で放射性同位元素等を運搬するときは、危険物との混載を禁止するとともに、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

# (臨海実験所内における運搬)

第 25 条 臨海実験所内(管理区域を除く。)において、放射性同位元素等を運搬するときは、事前に管理担当者に届け出て、主任者の承認を得るとともに、放射線障害の防止のために必要な措置を講じて行うものとする。

2 前項の規定は、運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない場合には適用しない。

#### (臨海実験所外における運搬)

第26条 臨海実験所外で放射性同位元素等を運搬する場合は、事前に、管理担当者に届け出て、主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

#### (廃棄)

- 第27条 非密封放射性同位元素等の廃棄は、次の各号に定めるところに従って行わなければならない。
  - (1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃物、可燃物及び動物等に区分し、それぞれ廃棄物容器に封入した後、保管 廃棄室に保管廃棄し、又は廃棄業者に引き渡すこと。
  - (2) 液体状の放射性廃棄物は、無機液体及び有機液体に分類し、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
    - イ 保管廃棄設備に保管廃棄すること。
    - ロ 放射性無機廃液については、排水設備により排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度 以下として排水すること。
    - ハ 廃棄業者に引き渡すこと。
  - (3) 気体状の放射性廃棄物は排気設備により排気口における空気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。

### 第7章 測定

# (放射線測定器等の保守)

第 28 条 管理担当者は、安全管理に係る放射線測定器等について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

## (場所の測定)

- 第29条 管理担当者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の 状況の測定を行ない、その結果を評価しなければならない。
- 2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率について放射線測定器を使用して行わなければならない。

- 3 放射線施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
  - (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設及び管理区域境界について行うこと。
  - (2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について行うこと。
  - (3) 実施時期は、取扱開始前に1回及び取扱開始後にあっては1月を超えない期間毎に1回行うこと。ただし、排 気口又は排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこと。
- 4 次の項目について測定結果を記録し、保管しなければならない。
  - (1) 測定日時
  - (2) 測定箇所
  - (3) 測定した者の氏名
  - (4) 放射線測定器の種類及び型式
  - (5) 測定方法
  - (6) 測定結果
- 5 前項の測定結果は、管理責任者が5年間保管する。

# (個人被ばく線量の測定)

第 30 条 研究科長は、管理区域に立ち入る者に対して適当な個人線量計を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、個人線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、他の種類の放射線測定器を用いることとし、なお測定が困難な場合は、計算によりこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行う。
- (2) 測定は、胸部(女子にあっては腹部)について1センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量に ついて行うこと。
- (3) 前号のほか、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が胸部及び上腕部からなる部位(女子にあっては、腹部及び大たい部からなる部位)以外の部位である場合には、当該部位についても行うこと。
- (4) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれがある場合には、内部被ばくについても測定を行うこと。
- (5) 測定は、次に掲げる者について管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。
  - イ 臨海実験所の管理区域に立ち入る業務従事者
  - ロ 臨海実験所以外の事業所の管理区域に立ち入る臨海実験所の業務従事者
  - ハ 外部被ばく線量が 100 マイクロシーベルトを超えるおそれのある一時立入者
- (6) 次の項目について測定の結果を記録すること。
  - イ 測定対象者の氏名
  - ロ 測定をした者の氏名
  - ハ 放射線測定器の種類及び型式
  - ニ 測定方法
  - ホ 測定部位及び測定結果
- (7) 前号の測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヵ月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。
- (8) 第6号の測定結果から実効線量を算定し、次の項目について記録すること。
  - イ 算定年月日
  - ロ 対象者の氏名
  - ハ 算定した者の氏名
  - 二 算定対象期間

#### ホ 実効線量

- へ 等価線量及び組織名
- (9) 前号の測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヵ月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。
- (10) 4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、次の項目について記録すること。

イ 集計年月日

- ロ 対象者の氏名
- ハ 集計した者の氏名
- 二 集計対象期間
- ホ 累積実効線量
- (11) 第6号から前号までの記録は、管理責任者が永久に保存すると共に、記録の都度対象者にその写しを交付すること。

## 第8章 教育及び訓練

## (教育訓練)

- 第 31 条 研究科長は、業務従事者に教育訓練実施要項に従って実施される教育訓練を受けさせなければならない。
- 2 前項の規定による教育訓練は次の区分により実施する。
  - (1) 業務従事者として登録申請された者を対象とする教育訓練(以下「新規業務従事者教育訓練」という。)であり、放射線を取り扱う前に行う。
  - (2) 前年度から継続して業務従事者である者を対象とする教育訓練(以下「再教育」という。)であり、1年を超えない期間ごとに行う。
- 3 新規業務従事者教育訓練は、次の各号により実施する。
  - (1) 新規業務従事者教育訓練は、アイソトープセンターが行う全学一括講習会及び主任者又は管理責任者が行う部局講習会からなり、双方を受講した者を新規業務従事者教育訓練の修了者とする。
  - (2) 部局講習会の項目及び時間数は次に定めるところとする。
    - イ 本規程 30 分間以上
    - ロ その他放射線障害防止に必要な事項
- 4 研究科長は、部局講習会又は再教育の修了者をアイソトープセンター長に報告しなければならない。
- 5 一時立入者に対しては、実験グループ責任者の承認の下に、業務従事者が必要な教育を行うものとする。

# 第9章 健康管理

# (健康管理)

第 32 条 研究科長は、東京大学保健・健康推進本部(以下「保健・健康推進本部」という。)と連携して業務従事者の健康管理を行うものとする。

- 2 前項の健康管理は、健康管理実施要項により実施する。
- 3 定期的な健康診断は、次の各号に従い保健・健康推進本部で行う。
  - (1) 定期的な健康診断は、次の区分により行う。
    - イ 新規業務従事者健康診断

- 口 継続業務従事者健康診断
- (2) 新規業務従事者健康診断は新たに業務従事者として登録申請したものを対象とし、放射線を取り扱う前に行う。
- (3) 継続業務従事者健康診断は前年度から継続して業務従事者に登録するものを対象とし、教職員については 6ヵ月を超えない期間、学生等その他の者については1年を超えない期間ごとに行う。ただし、線量等について 保健・健康推進本部長の定める基準を超えない業務従事者については、その一部を省略することができる。
- 4 研究科長は、業務従事者が次の各号に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を受診させなければならない。
  - (1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。
  - (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
  - (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
  - (4) 実効線量で5ミリシーベルト又は等価線量限度の10分の3を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくした恐れのあるとき。
- 5 前項の規定にかかわらず、研究科長は、次に掲げる場合に健康診断を受診させることができる。
  - (1) 医師が健康診断を必要と認めたとき。
  - (2) 主任者等放射線の管理に携わる者が必要と認めたとき。
  - (3) 本人が健康診断の受診を希望するとき。
- 6 保健・健康推進本部長は、健康診断の結果を研究科長に報告するとともに、健康診断に関する記録を保存しなければならない。
- 7 研究科長は、健康診断の実施の都度健康診断の記録の写しを対象者に交付しなければならない。
- 8 研究科長は、業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、その程度に応じ、管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

### 第10章 記録及び保管

#### (記帳)

第33条 管理責任者は、使用、受入及び払出し、保管、運搬、廃棄、並びに教育及び訓練に係る帳簿を備え記帳させなければならない。

- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号の通りとする。
  - (1) 使用
    - イ 放射性同位元素の種類及び数量
    - ロ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
    - ハ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名
  - (2) 受入及び払出し
    - イ 放射性同位元素の種類及び数量
    - ロ 受入又は払出しの年月日
    - ハ 相手方の氏名又は名称
  - (3) 保管
    - イ 放射性同位元素の種類及び数量
    - ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
  - ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
  - (4) 運搬

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 臨海実験所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法
- <u>へ</u> 荷受人又は荷送人、運搬を委託された者の氏名または名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- (5) 廃棄
  - イ 放射性同位元素の種類及び数量
  - ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
  - ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名
- (6) 教育及び訓練
  - イ 教育及び訓練の実施年月日及び項目
  - ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- (7) 放射線施設等の定期点検
  - イ 定期点検の実施年月日
  - ロ 定期点検の結果及びこれに伴う措置の結果
  - ハ 定期点検を行なった者の氏名
- 3 帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖する。
- 4 帳簿は、年度毎にまとめて管理責任者が保管する。
- 5 帳簿の保管期間は、帳簿の閉鎖後5年間とする。

## 第11章 緊急時の措置

#### (災害等)

第34条 地震、火災及び運搬中の事故等により、放射線にかかわる異常事態が生じた場合は、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 異常事態の発見者は、災害の拡大防止に努めると共に、直ちに主任者、管理責任者、又は実験グループ責任者に報告すること。
- (2) 前号の通報を受けたものは、主任者の指示に基づき、装置の使用禁止又は室内への立入禁止、付近にいる者に避難するよう警告するなど、必要な措置をとると共に、消防署等の関係機関に通報すること。
- (3) 第1号の通報を受けた者は、主任者の指示に基づき、放射線障害を受けた者又は受けおそれのある者が生た場合には、状況に応じて緊急処置をとるとともに、その者に対して医師の診断を受けさせること。
- (4) 主任者は、異常事態の経過及び処置等に関して、実験所長に報告すること。
- (5) 実験所長は前号の報告を受けた場合は、直ちに研究科長に報告しなければならない。
- (6) 研究科長は異常の事態の報告を受けた場合は、放射線関係緊急連絡網等により直ちに学内及び学外の関係機関に通報するとともに、遅滞なく文部科学大臣等の関係機関の長に届けること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、前項第1号から第4号に定める措置並びに通報を行わなければならない。
  - (1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合。
  - (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、 濃度限度を超えたとき。
  - (3) 気体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、 濃度限度を超えたとき。
  - (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。
  - (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。但し次のいずれかに該当する時を除く。

- イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に関わる設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
- ロ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空気中濃度限度を超える恐れがないとき。
- (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超える恐れのあるとき。
  - イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において、人が被曝する恐れのある線量。
  - ロ 事業所の境界及び事業所内の人が居住する区域の線量。
- (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被曝があったときであって、次の線量を超え、又は超える恐れのあるとき。
  - イ 業務従事者: 5 mSv
  - ロ 業務従事者以外の者: 0.5 mSv
- (8) 業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超える恐れのある被曝があったとき。
- 3 研究科長は、前項の通報を受けた場合は、放射線関係緊急連絡網により学内の関係機関に通報するとともに、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ文部科学大臣等の関係機関の長に報告しなければならない。

第12章 補則

第35条 この規程の改廃は、管理委員会の議を経て研究科長が行う。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

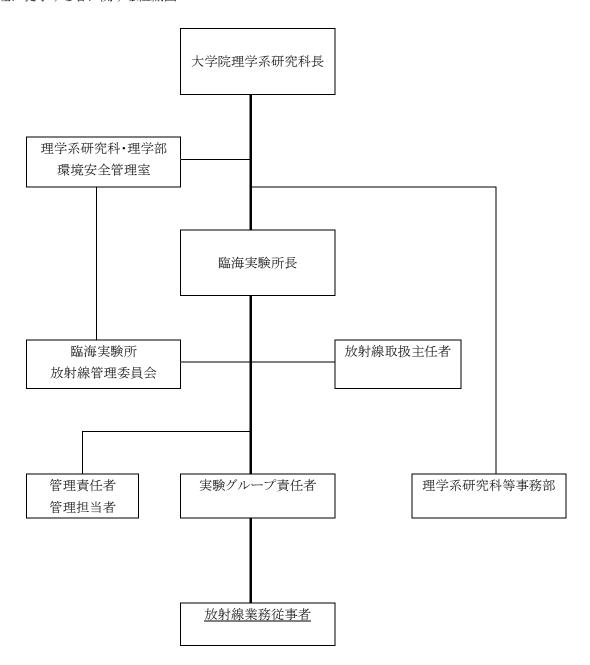
この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年9月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

# 別図 (第6条関係)

臨海実験所における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたものの取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織図



(1) 建物周辺及び耐火性、不燃性等の構造に関する項目 イ 地崩れ及び浸水の危険性 ロ 主要構造部の耐火性、不燃性	年1回又は 変更の生じた時
(2) 遮蔽壁、遮蔽物等に関する事項 イ 遮蔽物の破損、亀裂などの損傷の有無 ロ 常時人が立ち入る場所の 1cm 線量当量(1mSv/週以下) ハ 事業所境界、事業所内居住区の 1cm 線量当量 (250 μ Sv/3 月以下)	年1回又は 変更の生じた時
(3) 作業室及び汚染検査室の壁、床の平滑性等の表面状態に関する事項 イ 平滑で目地等のすき間は少ないかどうか ロ くぼみ、突起物、腐食、亀裂の有無	年2回又は 変更の生じた時
(4) 排気設備の構造、能力及び各種装置等との連結状態に関する事項 イ 排気浄化装置の種類、台数、性能 ロ フィルターチャンバーの腐食、破損の有無 ハ フィルターの捕集効率、定期交換 ニ 排風機の性能、異常音、振動、加熱等の有無 ホ ベルト、排気管の破損、腐食、亀裂の有無	年2回又は 変更の生じた時
(5) 排水設備の構造、能力及び各種装置等との連結状態に関する事項 イ 床の亀裂、破損の有無 ロ 浄化槽、管の破損、劣化、腐食による水漏れの有無 ハ 水モニタリングシステムは正常に機能するか	年1回又は 変更の生じた時
(6) 管理区域境界の柵、施錠等の施設に関する事項 イ フェンス等の破損の有無 ロ 鍵が正常に機能しているか	年2回又は 変更の生じた時
(7) 標識及び注意事項等に関する事項 イ 標識の脱落や汚損の有無	年2回又は 変更の生じた時
(8) 汚染検査用測定器及び除染用具に関する事項 イ 汚染検査用測定器は正常に機能しているか ロ 除染用具は常備されているか	年2回又は 変更の生じた時
(9) 貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器に関する事項 イ 許可内容に合致した種類の容器の使用 ロ 容器の腐食、亀裂、破損、変形の有無 ハ 廃棄物はすべて容器に封入されているか	年2回